

種苗法の一部を改正する法律の概要

背景

- 近年、我が国の優良品種が海外に流出し、他国で増産され第三国に輸出される等、我が国からの輸出をはじめ、我が国の農林水産業の発展に支障が生じる事態が生じている。
- さらに、育成者権侵害の立証には、品種登録時の種苗との比較栽培が必要とされる判決が出るなど、育成者権の活用しづらさが顕在化している。
- このため、登録品種を育成者権者の意思に応じて海外流出の防止等の措置ができるようにするとともに、育成者権を活用しやすい権利とするため、品種登録制度の見直しを図る。

法律の概要

1 育成者権者の意思に応じて海外流出防止等ができるようにするための措置

(1) 育成者権が及ばない範囲の特例の創設

- ①登録品種の種苗等が譲渡された後でも、当該種苗等を育成者の意図しない国へ輸出する行為や意図しない地域で栽培する行為について、育成者権を及ぼせるよう特例を設ける。
(第21条の2～第21条の4)

※これにより、海外へ持ち出されることを知りながら種苗等を譲渡した者も刑事罰や損害賠償等の対象となり得る（育成者権の侵害罪は10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金）

- ②輸出・栽培地域に係る制限の内容は農水省HPで公表し、登録品種である旨及び制限がある旨の表示も義務付ける（10万円以下の過料）。

(第21条の2第3項・第5項・第6項、第57条の2、第75条)

(2) 自家増殖の見直し

育成者権の効力が及ぶ範囲の例外規定である、農業者が登録品種の収穫物の一部を次期収穫物の生産のために当該登録品種の種苗として用いる自家増殖は、育成者権者の許諾に基づき行うこととする。
(旧法第21条第2項・第3項)

(3) 質の高い品種登録審査を実施するための措置

審査内容の充実のため、出願者から審査の実費相当額を徴収するとともに、出願料及び登録料の水準を引き下げる。
(第6条、第15条の3、第45条)

2 育成者権を活用しやすくするための措置

- ①品種登録簿に記載された特性（特性表）と被疑侵害品種の特性を比較することで両者の特性が同一であることを推定する制度を設け、侵害立証を行いやすくする。
(第35条の2)

- ②育成者が特性表の補正を請求できる制度、裁判での証拠等に活用できるよう育成者権が及ぶ品種か否かを農林水産大臣が判定する制度を設ける。

(第17条の2、第35条の3)

3 その他

- ①特許法等に倣い、i 職務育成品種規定の充実（第8条）、ii 外国人の権利享有規定の明確化（第10条第4号）、iii 在外者の代理人の必置化（第10条の2）、iv 通常利用権の対抗制度（第32条の2）、v 裁判官が証拠書類提出命令を出す際の証拠書類閲覧手続の拡充（第37条）の措置を講ずる。

- ②指定種苗制度について、指定種苗の販売時の表示のあり方を明確化する措置を講ずる。
(第59条第1項第2号)

施行期日：令和3年4月1日
〔ただし、
1(2)及び(3)並びに2については、令和4年4月1日
3①iiについては、公布日〕

※施行期日は衆議院における修正を反映したものの